## ○ みなし確認に係る利用定員について

新制度の施行の際に存在する認可等を受けている認定こども園、幼稚園及び保育園は、施行日前日までに別段の申出をしたときを除き、施設型給付を受ける確認があったものとみなされます(「みなし確認」)。これらの施設は、1号・2号・3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がありますが、この場合については、市町村子ども・子育て会議の意見聴取は必須となっていません。なお、みなし確認を受ける教育・保育施設は15施設あり、定めようとする利用定員は次のとおりです。

	施設の名称	<b>业本 旧本</b>	利用定員の数					過去3年間の利用人数			
No.		教育・保育 施設の種類	1号	2号	3号		計	平成23	平成24	平成25	備考
			15	2 <del>5</del>	O歳	1~2歳	āΤ	年度	年度	年度	
1	ふうりん保育園	保育		24	6	15	45	50	51	59	
2	大釜保育園	保育		74	6	40	120	147	141	150	
3	大沢保育園	保育		24	6	15	45	53	57	59	
4	鵜飼保育園	保育		70	10	40	120	151	142	151	
5	元村保育園	保育		51	9	30	90	109	116	112	
6	牧の林すずの音保育園	保育		65	15	40	120	129	130	126	
7	なでしこ保育園	保育		51	15	34	100	122	117	115	
8	南巣子保育園	保育		66	12	42	120	145	137	140	
9	ハレルヤ保育園	保育		40	6	14	60	66	78	71	
10	巣子保育園	保育		55	8	27	90	91	100	104	
11	川前保育園	保育		58	9	23	90	102	96	100	
12	一本木保育園	保育		25	6	14	45	54	59	59	
13	柳沢保育園	保育		26	5	14	45	52	47	51	
14	ふじなでしこ幼稚園	教育	210				210	222	220	248	
15	ふじなでしこ保育園	保育		40	10	40	90	40	54	59	
16	りんごの森保育園	保育		34	12	44	90				
17											
18											
19											
20			210	703	135	432	1,480				